No.274 2021/11/15

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

来年１月から必須となる電子帳簿保存法への対応の仕方

Q 電子帳簿保存法（改正）が、いよいよ来年の１月１日から施行されます。弊社は中小企業ですが、コストをなるべくかけずに、必要最低限だけ対応しようと思いますが、どうしたらよろしいでしょうか？

解説

電子取引による電子データの保存についてのみ対応することとし、そのために、事務処理規定を整備し、かつ、電子データの一定のルールに基づいた保存が必須となります。

1． 電子帳簿保存法による電子取引とは？

主に下記のケースが該当することが予想されます。

①請求書等をシステムで作成し、これらの PDF 等をメールで添付して受け取る場合

②Amazon などネットで購入し、購入したサイトから領収書等を PDF 等でダウンロードする場合

③電話代や水道光熱費などの明細書を、ウェブサイトからダウンロードする場合

従来は請求書等をプリントアウトして紙で保管していたと思いますが、来年１月１日以降はこの方式が認められなくなります。

2． 具体的な対応方法

中小企業の場合、新たにソフトウエアの購入や、タイムスタンプの整備など、多額なコストをかけるのは現実的ではありません。そのため、最低限下記の２点を整備すればよいと思われます。

①訂正・削除の防止に関する「事務処理規定」を作成し、備え付ける。「事務処理規定」のひな型は、下記の国税庁のホームページに載っておりますので、参考にされてください。

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm

②電子取引データの保存方法を下記のいずれかとする。

イ）電子取引データ名を、例えば「取引年月日＿取引先＿取引金額」とする。

ロ）エクセル等のソフトに、取引データの「取引年月日」「取引金額」「取引先」等の情報を入力した一覧表を作成する。

3． 対応していない場合はどうなるか？

青色申告の承認の取り消しの対象となる可能性があります。

要するに…

来年の１月１日から電子取引の保存方法が大きく変わります。最低限、やるべきことをして、来年に備えましょう。

小嶋税務会計事務所